

## 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領

### (目的)

第1 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、CCUS 活用拡大を図ることを目的とした「CCUS 推奨工事」(以下「推奨工事」という。)及び「CCUS 義務化工事」(以下「義務化工事」という。)の実施に当たり必要な事項を定めるもの。

### (用語の定義)

第2 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- C C U S : 技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み。
- 下 請 企 業 : 建設業法第2条第5項に規定する下請負人。
- 技 能 者 : 元請企業及び下請企業の現場従事者
- 推 奨 工 事 : 受注者が CCUS 活用を希望する工事。(受注者希望方式)
- 義 務 化 工 事 : 発注者が CCUS 活用を義務づける工事。(発注者指定方式)

### (対象工事)

第3 土木部が発注する全ての工事を対象とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、CCUS の活用に努めるものとする。

- (1) 災害復旧など緊急性を要する場合
- (2) 工期が著しく短い場合
- (3) その他の事由により、発注者が CCUS を活用出来ないと判断する場合

3 土木部が発注するS等級工事のうち、発注機関が指定する工事にあっては、CCUS の活用を義務づけるものとする。

### (実施方法)

第4 発注者は、別記1に基づき入札公告及び特記仕様書等に、その旨を明示するものとする。

- 2 受注者が、本要領に基づく工事を実施する場合は、契約締結後30日以内に「建設キャリアアップシステム活用通知書」(別紙1)を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者が、推奨工事及び義務化工事の対象外として発注した工事において、受注者が CCUS 活用を希望する場合は、契約締結後30日以内に発注者に対し協議できる

ものとする。

甲乙協議の結果により、活用が認められた場合は、推奨工事の対象とするものとし、速やかに「建設キャリアアップシステム活用通知書」(別紙1)を発注者に提出するものとする。

4 受注者は、工事現場にPR看板を設置するものとする。

(CCUS 推奨工事の工事成績考査における加点評価)

第5 工事契約後、「建設キャリアアップシステム活用通知書」が提出され、且つ、下記条件を満足し、基準を達成した場合は県工事成績調書「別紙-1 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。記載例は別記2のとおり。

条件	基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者登録</li><li>・技能者登録</li><li>・管理者ID(現場管理者)登録</li><li>・現場にカードリーダーを設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・元請企業のみ。下請企業の登録は求めない。</li><li>・1名以上</li><li>・当該現場の登録</li><li>・実働日数30日以上ICカードを読み取る</li></ul>

既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

- 2 発注者は、受注者に対して基準達成及びCCUS活用状況を確認できる資料の提出を求めることにより、履行状況を確認するものとする。
- 3 活用工事受注者が基準を達成出来なかった場合は、工事成績考査の減点などの措置は課さない。

(CCUS 推奨工事のシステム活用にかかる費用)

第6 活用工事においては、受注者が全額負担するものとする。

(CCUS 義務化工事の工事成績考査における加点評価)

第7 工事契約後、「建設キャリアアップシステム活用通知書」が提出され、且つ、下記条件を満足し、基準を達成した場合は県工事成績調書「別紙-1 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。記載例は別記2のとおり。

条件	基準
<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者登録</li><li>・技能者登録</li><li>・管理者ID(現場管理者)登録</li><li>・現場にカードリーダーを設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・元請企業のみ。下請企業の登録は求めない。</li><li>・1名以上</li><li>・当該現場の登録</li><li>・実働日数30日以上ICカードを読み取る</li></ul>

既に事業者登録や技能者登録を終えている場合は条件を満たしているものとする。

- 2 発注者は、受注者に対して基準達成及びCCUS活用状況を確認できる資料の提出を求めることにより、履行状況を確認するものとする。

- 3 義務化工事受注者が基準を達成出来なかった場合は、県工事成績調書「別紙 - 2 7.法令遵守等」において減点するものとする。

減点項目は、現行の工事成績調書で該当する選択項目がないことから、表 - 1 の 7 「工事関係者事故又は公衆災害が発生・・・」と同等に扱うものとし、表 - 1 の 7 に「1」を入力し、その理由を適応事例「16.その他」に別記3のとおり記載することとする。ただし、登録事務の遅れにより CCUS を活用出来なかった場合については、この限りではない。

なお、法令遵守等の表 - 1 では、減点の一番大きい項目のみを入力するが、適応事例には入力した 1 ~ 15 の適応事例の選択と合わせ「16.その他」も選択し、別記3のとおり記載しておくこととする。

(CCUS 義務化工事のシステム活用にかかる費用)

- 第8 義務化工事においては、カードリーダー設置費用及び現場利用料について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として積み上げ計上する。諸経費については、全ての間接費の対象にしないこととする。

カードリーダー設置費用

購入を証する領収書等と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する。費用計上については別表のとおり。

別表

	カードリーダーまたは顔認証型リーダー			カードリーダー以外の機器 (PC,タブレット等)	通信費
	OS	上限金額 (円/台)	上限台数 (台/工事)		
購入	Windows	1万円	2台*	計上しない	計上しない
	iOS	3万円			
リース	Windows	計上しない	上限無し		
	iOS				

\* 施工箇所が点在する工事の場合など、3台以上必要と認められる場合は、受発注者協議により、その費用を計上できるものとする。

現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき計上する。また、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

(実施状況調査等)

第9 受注者は、発注者及び事業管理課から実施状況調査等の依頼があった際には、積極的に協力するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めのない事項については、必要に応じて都度協議して定めることとする。

附則（令和3年3月22日付け事管号外）

この要領は、令和3年4月1日から施行し、原則として、施行日以降の入札公告に付す工事から適用する。

なお、本実施要領は令和3年度発注工事に限り有効とする。

附則

この要領は、令和3年6月1日から施行し、原則として、令和3年4月1日以降の入札公告に付した工事から適用する。

なお、本実施要領は令和3年度発注工事に限り有効とする。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行し、原則として、令和3年4月1日以降の入札公告に付した工事から適用する。

なお、本実施要領は令和3年度発注工事に限り有効とする。

## 別記 1

( 推奨工事 入札公告 記載例 )

入札公告 . その他  ( ) 本工事は、宮城県土木部が実施する建設キャリアアップシステム推奨工事の 対象工事である。
---

( 推奨工事 特記仕様書等 記載例 )

17 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用の有無		
(1)CCUS推奨工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外
(2)CCUS義務化工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外

( 義務化工事 入札公告 記載例 )

入札公告 . その他  ( ) 本工事は、宮城県土木部が実施する建設キャリアアップシステム義務化工事 の対象工事である。
--

( 義務化工事 特記仕様書等 記載例 )

17 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用の有無		
(1)CCUS推奨工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外
(2)CCUS義務化工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 対象外

## 別記 2

その他 (理由: 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領に定められている基 準を達成した。)
---

## 別記 3

その他 (理由: 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領に定められている基 準を達成することが出来なかった。)
--